

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業管理運営要領（経済産業省 20161018 財  
資第7号）第6条第3項及び第10条第3号の規定に基づき、下記とおり公表する。

（公財） 岐阜県産業経済振興センター

## 南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業

### 1 基金の名称

「南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業基金」

### 2 基金について

(1) 基金の額	8,000,128,000円
(2) 国費相当額	7,200,115,000円
(3) 県費相当額	800,013,000円

### 3 基金事業の概要

南海トラフ巨大地震が発生した場合に大きな揺れが予想される旧亜炭採掘区域において、地盤のぜい弱性に関する調査及び防災工事を行う事業に対し、その経費を助成する事業。

### 4 基金事業の終了する時期

令和7年3月31日

### 5 基金事業の目標等

旧亜炭採掘区域において、より効果的・効率的な工法及び調査手法を検証しつつ、地盤のぜい弱性に関する調査及び旧亜炭採掘跡に係る防災工事を実施する。

### 6. 基金事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制

助成対象：御嵩町

申請方法：センターに助成金交付申請書及び必要書類を提出

申請期限：令和6年8月まで

審査基準：主な審査項目

- (1) 地盤ぜい弱性に関する調査及び防災工事の必要性、妥当性及び効果
- (2) 地盤ぜい弱性に関する調査手法の適切性
- (3) 旧亜炭鉱跡に係る防災工事手法の適切性

審査体制：センターに第三者委員会を設けて審査